

令和 8 年度 離島航路運航安定化支援検証事業 仕様書

1 業務名

令和 8 年度 離島航路運航安定化支援検証事業

2 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日

3 業務背景・目的

離島航路の多くは、燃料費、人件費、船舶取得の費用など、経営改善による節減が図り難いことに加え、離島地域、特に人口規模の小さい離島においては乗客数が限られることから運賃収入が十分でなく、結果として多額の欠損を計上する構造的な課題を抱えている一方、船舶更新のためには多額の費用を要する。

そのため、県では沖縄県離島航路船舶更新計画に基づき、H24 年度～R3 年度まで「離島航路運航安定化支援事業」により、離島航路事業者 13 航路 14 隻の船舶更新にかかる経費について補助を実施してきたが、耐用年数の経過により、老朽化が進行している船舶が年々増加し、修繕費の増嵩が更に経営を圧迫しているほか、安全運航にも支障を生じる可能性がある。

このようなことから、県では離島航路の確保・維持に向け、新たな船舶更新の支援を検討する必要がある。

令和 7 年度は、離島航路運航安定化支援事業の実績をとりまとめ、国等の船舶建造支援制度の整理及び航路事業者等へのヒアリング調査を実施し、船舶更新支援の必要性を調査したところ。

令和 8 年度は前回調査結果を踏まえ、離島航路運航安定化支援事業や国等の船舶建造支援制度における航路事業者の欠損額への影響、県及び関係市町村の中長期的な財政負担への影響を検証し、船舶更新支援の方向性について調査、分析、提案するものである。

4 業務内容

(1) 離島航路運航安定化支援事業及び国等の船舶建造支援制度における離島航路事業者の欠損額への影響調査

・離島航路運航安定化支援事業（県）、沖縄離島活性化推進事業（内閣府）、地域公共交通確保維持事業の離島航路構造改革補助（国土交通省）、リース方式（沖縄離島海運振興株式会社）、船舶共有建造事業（鉄道・運輸機構）等の船舶の建造・買取に関する現行補助制度による、離島航路事業者の欠損額への影響を調査・分析する。

※対象者：欠損補助対象航路を運航している離島航路事業者（16 事業者）

※船舶建造費：船舶建造費は直近の物価高騰等を踏まえて調査・分析すること。

(2) 離島航路運航安定化支援事業及び国等の船舶建造支援制度における県及び関係市町村の中長期的な財政負担への影響調査

・ 前述 4-(1)の制度について、県、関係市町村の中長期的な財政負担への影響を調査・分析する。

※対象者：欠損補助対象航路を運航している離島航路事業者（16 事業者）

※期間（中長期的）の考え方：カーフェリー（11 年）、高速船（7～9 年）の減価償却期間

(3) 調査内容の取りまとめ

上記(1)及び(2)の調査内容を踏まえ、比較表等を作成した上で、効果的な船舶更新補助のあり方を提案する。

5 成果品

(1) 報告書（A 4 版）：10 部

(2) 電子媒体：1 部

(3) 全ての支出の収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の写し（これを満たさない経費は支払額の対象外となる可能性があります）：1 部

(4) その他担当職員から指示のあったもの：1 式

6 積算について

(1) 経費の区分

ア 直接人件費

イ 直接経費（謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、その他必要経費）

ウ 一般管理費＝（人件費＋事業費）×10/100 以内

(2) 直接経費として計上できない経費

業務内容に照らして当然備えるべき機器・備品等

7 著作権等

委託業務に係る成果品（調査等において収集した資料等を含む）は、沖縄県企画部交通支援課に帰属する。ただし、委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

また、沖縄県企画部交通支援課の許可を受けずに、委託業務に係る成果品を他に公表、貸与、使用してはならない。

8 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

ア 契約金額の 50%を超える業務

イ 企画、管理、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

ウ 関係者等との連絡調整業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

＜その他、簡易な業務＞

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

9 その他

- (1) 本仕様書に記載の無い事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通支援課及び受託者で協議の上、決定する。
- (2) 本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに氏名及び役職等を報告すること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、必要に応じ、県及び関係者との打ち合わせ協議を実施する（WEB でも可）場合、打ち合わせの内容は認識共有のため議事録を作成し、県の確認を得ること。